

(介護予防支援) 運営規程
地域包括支援センターせせらぎ
(志木市高齢者あんしん相談センターせせらぎ)

(事業の目的)

第1条 A L S O K 介護株式会社が開設する地域包括支援センターせせらぎ(志木市高齢者あんしん相談センターせせらぎ) (以下「センター」という。) が行う指定介護予防支援の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者 (以下「担当職員」という。) が、要支援状態にある高齢者等 (以下「利用者」という。) に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、地域住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域包括支援センターせせらぎ
(志木市高齢者あんしん相談センターせせらぎ)
- (2) 所在地 埼玉県志木市中宗岡 1-1 9-5 1

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整および業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員
看護師 1名以上 (常勤)
主任介護支援専門員 1名以上 (常勤)
社会福祉士 1名以上 (常勤) 担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 センターの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話連絡対応 365日24時間対応とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法および内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント
介護予防サービス・支援計画書作成に係る利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
- (2) その他費用
利用者またはその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援を提供する場合、訪問するための交通費は利用者またはその家族の実費負担とする。
- (3) 提供方法
介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施する。
- (4) 利用者の相談を受ける場所
第3条に規定するセンター内または自宅とする。
- (5) サービス担当者会議
 - ①開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内または自宅とし、担当者を招集して行う。
 - ②サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (6) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - ①サービス提供開始月
 - ②サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - ③サービスの評価期間が終了する月
 - ④利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (7) モニタリングの結果記録
少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、志木市宗岡北圏域（宗岡中学校区）、志木市上宗岡1丁目～5丁目、志木市中宗岡1丁目1～7番、志木市中宗岡1丁目10番～13番、志木市中宗岡1丁目17番～19番、志木市中宗岡2丁目7～17番（7番34～49号、8番20～26号を除く）、志木市中宗岡2丁目31、32番、志木市中宗岡5丁目1～18番とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 繼続研修 年6回

2 担当職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は志木市、ALSOK介護株式会社代表取締役およびセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

この規程は、2018年2月19日から施行する。

この規程は、2018年12月1日から施行する。

この規程は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2019年11月10日から施行する。

この規程は、2020年6月18日から施行する。

地域包括支援センターせせらぎ
(志木市地域包括支援センターせせらぎ)

[介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書]

1. 事業所の概要

(フリガナ) 運営主体の法人名 (事業者名)	アルソックカイゴ カブシキガイシャ ALSOK介護株式会社
運営主体の所在地	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地
運営主体の代表者氏名	代表取締役 熊谷 敬
(フリガナ) 事業所名	チキホウカツシンセンターセセラギ (シキコウレイシャアンシソウタウンセンターせセラギ) 地域包括支援センターせせらぎ (志木市高齢者あんしん相談センターせせらぎ)
事業所の所在地	〒353-0002 埼玉県志木市中宗岡1-19-51
管理 者 氏 名	辻 和美
電話番号 FAX番号	電話 : 048-485-2113 FAX : 048-235-7842
介護保険の 指定番号	1102200027
指定年月日	2006年4月1日
サービスを 提供する地域	志木市宗岡北圏域(宗岡中学校区) 志木市上宗岡(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目) 志木市中宗岡(1丁目1~7番、10番~13番、17番~19番) 志木市中宗岡(2丁目7~17番{7番34~49号、8番20~26号を除く}、31・32番) 志木市中宗岡(5丁目1~18番)
営業時間	平日(月曜日から土曜日) 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、日曜、年末年始(12月29日から1月3日まで)は除く

2. 事業所の職員体制

所属する担当職員の構成・人数	管理者（看護師）	1名
	保健師（看護師）	2名
	社会福祉士	1名
	主任介護支援専門員	1名
	事務職員	1名

3. 苦情相談窓口

当事業所の苦情・相談対応窓口	<p>当事業所の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情および介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。</p> <p>①名称：地域包括支援センターせせらぎ (志木市高齢者あんしん相談センターせせらぎ)</p> <p>②担当：管理者 辻 和美</p> <p>③電話：048-485-2113</p> <p>④FAX：048-235-7842</p> <p>⑤受付時間：平日（月曜日から土曜日） 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、日曜、年末年始(12月29日から1月3日)は除く</p>
志木市介護保険相談窓口	<p>①名称：志木市役所長寿応援課</p> <p>②電話：048-473-1348（直通）</p> <p>③FAX：048-471-7092</p> <p>④受付時間：午前8：30～午後5：00 (土日祝日、12月29日から1月3日は除く)</p>
埼玉県国民健康保険団体連合会	<p>①名称：埼玉県国民健康保険団体連合会</p> <p>②電話：048-824-2568</p> <p>③FAX：048-824-2561</p> <p>④受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 (土・日・祝日は除く)</p>

4. その他

事 故 発 生 時 の 対 応	<p>担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償します。</p>
秘 密 の 保 持	<p>担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、利用者またはその家族の同意を書面により得ます。</p>
事 業 者 の 選 択	<p>利用者は担当職員に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、利用者は担当職員に対して、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。</p>
高 齢 者 虐 待 防 止 の 推 進	<p>利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。 ②高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。 ③従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。 ④上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。
ハ ラ ス メ ン ト 対 策	<p>事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。</p>

利 用 料	<p>【介護予防支援および介護予防ケアマネジメント】</p> <p>介護予防サービス・支援計画書作成に係わる費用</p> <p>月額 4,791円 (442単位×地域単価10.84円) 初回加算 3,252円 (300単位×地域単価10.84円) 委託連携加算 3,252円 (300単位×地域単価10.84円)</p> <p>上記は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出っていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかつた場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。</p>
そ の 他 の 費 用	利用者またはその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援を提供する場合、訪問するための交通費の実費がかかります。
身 元 引 受 人	<p>利用者は、身元引受人を定めるものとします。</p> <p>①本契約書に身元引受人として署名または記名押印したものは、利用者が本契約に基づいて負う債務を、極度額を限度として利用者と連帶して履行する責任を負います（本来10割給付のため利用者負担は生じないが、介護保険料の滞納などによる給付制限を受けた場合）。本契約が更新された場合も同様とします。なお、身元引受人が負担する債務の元本は利用者または身元引受人が死亡したときに確定するものとします。</p> <p>※連帶保証極度額 13万円</p> <p>②身元引受人の請求があったときは、事業者は身元引受人に對し遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額・損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。</p> <p>③利用者は、身元引受人を代理人として本契約を締結させ、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。</p>

介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

○事業者

法人名

(名称) A L S O K 介護株式会社

(所在地) 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目 795 番地

(代表者名) 代表取締役 熊谷 敏

事業所名

(名称) 地域包括支援センターせせらぎ

(志木市高齢者あんしん相談センターせせらぎ)

(介護予防支援事業者 指定番号 : 1102200027)

(所在地) 埼玉県志木市中宗岡 1-19-51

(電話) 048-485-2113

(管理者) 辻 和美

説明者

印

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、本書面により説明を受け、同意しました。

○利用者（住所）

（氏名）

印

○身元引受人（住所）

（氏名）

印